

## 宇都宮大学障害学生支援の流れ

本学において、障害のある学生から修学等に必要な合理的配慮やサポートの申し出があったときは、以下の手順で対応するものとする。

### 1 申請

大学生活において配慮・支援を必要とする場合、障害者手帳（写）・診断書（原本）・その他参考資料（写）を添えて宇都宮大学障害学生支援申請書を障がい学生支援室に提出する。

### 2 面談

指導教員（担任）・保健管理センター教員・障がい学生支援室は、申請書に基づき、本人及び保護者から障害の内容（症状及び障害の状態等）・出身校等で提供されていた配慮・支援の内容及び希望する配慮・支援の内容等を聴取するため面談を行う。

### 3 協議及び決定

障がい学生支援室は、申請書等及び面談の内容に基づき支援内容について協議を行い、合理的配慮を決定する。

### 4 依頼

障がい学生支援室は、決定した合理的配慮に基づき、本人了承の下、所属する学部の長、指導教員（担任）及び各授業担当教員へ合理的配慮の協力依頼を行う。

### 5 確認

障がい学生支援室は、合理的配慮の実施後2週間を目途に適切に支援が実施されているか本人に確認する。

### 6 相談

学期（前期・後期）初めに、本人と障がい学生支援室で当該学期の支援内容について相談し、本人から新たな支援の要望があった場合は、再度同支援室において協議を行う。